

映画フィルムを対象とする投資組合

Q : 映画フィルムを投資対象とする投資事業組合において、映画フィルムの減価償却費が損金算入できるかどうかで争われた裁判があったようですが、どのような判決だったのですか？

A : 租税回避目的であり、実態もなく、減価償却費を損金算入することはできないとされました。

【解説】

本件における組合は、契約によって映画フィルムを取得したことはなっているが、映画の著作権を実質的に所有し、行使しているのは配給会社であり、本件組合はこれらの権利を行使する余地は全くなく、また、映画フィルムを使用、収益することも処分することもできないということであることから、映画フィルムに対する所有権は実体のない名目的なものであるといわざるを得ないこと。

さらには、本件における融資契約は、現実の資金の移動を伴うものではなく、また、融資に係る元利金の支払義務を現実に負担するということが想定しがたいということ。

以上のような点を考慮すると、組合に参加した各組合員は減価償却費や支払利息を計上することによって租税負担を圧縮することに目的があったといわざるを得ず、映画の購入契約や融資契約は、そもそも契約として成立していないか、あるいは虚偽表示に当たるものといわざるを得ずその効力を認めることができないとして、納税者の言い分を退けました。

